

## 有価証券及出資金減損処理取扱要領

### 1 目的

この要領は、「江戸川区会計基準（平成 27 年 3 月 27 日付区長決裁）」及び「江戸川区財務諸表作成事務取扱要綱（平成 27 年 3 月 27 日付区長決裁）」に定められた「有価証券及出資金」に係る減損処理についての実務上の取扱いを定めることを目的とする。

### 2 範囲

この要領は、「有価証券及出資金」に計上される有価証券及び出資金を対象とする。

### 3 会計処理

有価証券及出資金は、原則として取得原価を貸借対照表価額とする。ただし、以下の（1）から（3）により、減損に係る処理を行うものとする。

#### （1）取引所の相場のある有価証券

有価証券及出資金のうち取引所の相場のある有価証券について、期末時点における時価が著しく下落したときは、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失（その他特別費用）として処理しなければならない。

時価のある有価証券の時価が「著しく下落したとき」とは、個々の銘柄の有価証券の時価が取得原価に比べて 50%以上下落した場合をいう。このときは、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行わなければならない。「回復する見込みがあると認められる場合」とは、時価の下落が一時的なものであり、期末日後おおむね 1 年以内に時価が取得原価にほぼ近い水準まで回復する見込みのあることが明確に予測できる場合をいう。

#### （2）取引所の相場のない有価証券

有価証券及出資金のうち取引所の相場のない有価証券について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失（その他特別費用）として処理しなければならない。

取引所の相場のない有価証券の実質価額が「著しく低下したとき」とは、直近の財務諸表により算定した実質価額が取得原価に比べて 50%以上低下した場合をいう。ただし、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、相当の減額をしないことができる。特に、行政目的を達成するために出資した有価証券について、インフラ投資等により発行会社の開業当初に発生した累積損失が当該会社の事業計画等において将来的に解消されることが合理的に見込まれる場合には、相当の減額をしないことができる。また、回復可能性は每期見直すことが必要であり、実績が事業計画等を下回った場合など、事業計画等に基づく業績回復が予定どおり進まないことが判明したときは、その期末において減損処理の要否を検討することとする。

なお、発行会社において減資が実施されたか、あるいは実施されることが明らかで、

実質価額が取得原価に比べて 50%以上低下している場合は、減損処理を行うこととする。

実質価額の算定方法は以下のとおりとし、当該金額がマイナスの場合には、実質価額はゼロとする。

$$\begin{aligned}\text{実質価額} &= 1 \text{ 株当たりの純資産額} \times \text{保有株式数} \\ &= (\text{当該会社の純資産額} / \text{発行済株式総数}) \times \text{保有株式数}\end{aligned}$$

### (3) 出資金

有価証券及出資金のうち出資金については、当該団体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失（その他特別費用）として処理しなければならない。

実質価額が「著しく低下したとき」とは、直近の財務諸表により算定した実質価額が取得原価に比べて 50%以上低下した場合をいう。ただし、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、相当の減額をしないことができる。特に、行政目的を達成するために拠出した出資金について、インフラ投資等により当該団体の設立当初に発生した累積損失が当該団体の事業計画等において将来的に解消されることが合理的に見込まれる場合には、相当の減額をしないことができる。回復可能性は每期見直すことが必要であり、実績が事業計画等を下回った場合など、事業計画等に基づく業績回復が予定どおり進まないことが判明したときは、その期末において減損処理の可否を検討することとする。

実質価額の算定方法は以下のとおりとし、当該金額がマイナスの場合には、実質価額はゼロとする。

$$\begin{aligned}\text{実質価額} &= \text{出資割合} \times \text{当該団体の純資産額} \\ &= (\text{江戸川区の出資額} / \text{総出資額}) \times \text{当該団体の純資産額}\end{aligned}$$

## 4 適用時期

本指針は平成 27 年度決算以降の財務諸表作成について適用する。